

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇ 監査公告

昭和三十年度に係る各家畜保健衛生所の定期
監査の結果公表

目次

鳥取県監査公告第五十六号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に
係る各家畜保健衛生所の定期監査を執行したので、その
結果を次の通り公表する。

昭和三十一年十一月十四日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
同 山 本 四 郎
同 大 西 節 夫

同	近 藤 伝 一
監査箇所	執行年月日
所子家畜保健衛生所	昭和三十一年九月六日
生山"	同
米子"	同 九月七日
溝口"	同
倉吉"	同 九月八日
浜村"	同
船岡"	同 九月十日
鳥取"	同

監査概評

昭和三十年度に係る各家畜保健衛生所の定期監査を執行
したがその結果各所とも努力をしているけれども現在の
行政的組織機構並びに、運営方針では到底正常な運営を
期することが困難と認められる。即ち全国屈指の畜産県
として誇りをもつ本県の家畜保健衛生行政の根幹をなす

本家畜保健衛生所は一ヶ所、専任職員は二名乃至五名(船岡、浜村、溝口、生山、所長は兼務)の少数人員で、家畜の保健衛生事業の遂行にも困難な実情であるのに、地方事務所廃止に伴つて新に畜産奨励事務が当所に重加され、いよいよ事業の執行を困難ならしめ、更に市町村或いは各種畜産諸団体の指導及び連絡調整事務等においても明確徹底を欠ぐ点も少なくない現状にかんがみ、県はこの際当所の機構並びに運営方針に根本的検討を加え、家畜保健衛生業務の合理的、効率的転換を図るべき時機と思考するので考究措置されたい。

なお各所共通の事項は概ね次のとおりである。

一 家畜衛生思想の普及向上について努力されたい。
各所管内の各家畜飼養実態を、あくする資料に乏しく、疾病診断、伝染病予防措置並びに繁殖障害除去措置等実施率を見ることが出来なかつたが、未実施のものが相当数あることは想像できる。これは経費負担を伴うので飼養家が忌避するに因ることも考えられるか、一面衛生防疫思想の不徹底に因ることも否定出来ないの

で県は更に衛生思想の啓蒙、向上について適当に措置すべきである。

二 家畜保健衛生所の人的整備と統合強化について根本的に検討されたい。

すなわち畜産事業の隆盛に伴つてこれが保健衛生体形の強化は必然的であるべきにもかかわらず、昭和二十五年家畜保健衛生所法施行当時において三十四名の定員であつたものが、逐年の定員減の皺寄せがここにも現はれ、現在では八事務所実人員二十五名で、逆に九名の減員となり(船岡、浜村保健所長は鳥取所長の、溝口、生山保健所長は米子所長のそれぞれ兼務である)各所とも保健衛生行政が消極的且つ不徹底であり、事務的にもまた不備欠かんがすくなくないことは冒頭にも述べたとおりであるので当局は人員の整備について善処せられたい。

また職員に機動性をもたせ設備を充実してその活動を容易ならしめる意味において、事務所の廃止統合も考えられるのでこの点財政効率の見地からしても考究検

討を望む。

三 事業計画の総合企画とその効率化について刷新されたい。

すなわち当所本来の使命である検診、駆虫、注射等も計画性に欠ける面があり市町村からの申請を対象として事業を執行している関係上、管内の家畜実態のはあく、不徹底であつて、全体の業務実績を検討することは不可能であつたがこれらは常に市町村及び畜産諸団体の協力を得て実態をはあくし諸般の計画推進に資することが緊要と思われる。これがためには県の行政的立場と市町村または畜産団体に求める業務範囲を明確に分別認識し、これに基いて事務的にも改善すべき点が尠くないと認められるので充分なる検討を望む。

また集約酪農の推進、草地改良、有畜農家創設等指導奨励事業の畜産行政面に対しても総合的な計画が樹てられていないように見受けられたが、これは機構改革後日なお浅いので己むを得ないとも思われるが至急その企画の樹立に努められたい。

四 収入事務の簡素合理化について考究されたい。

各所は麻でなく各種使用料手数料は技術吏員に分任出納員を任命し現金扱とし、収入事務を処理せしめているが、複雑な会計事務を経験の乏しいしかも技術職員に処理させていること自体に考究の余地がある。殊に数ヶ月分の業務報告を作成せしめ、金庫納付金と本庁において照合制度を採つてはいるが、当日の収納未済(未調定)或いは年度区分の誤り等適正妥当を欠く点が多く、このままの現状で放置することは適切でないと認められるので関係当局は早期に措置されたい。

なお収入証紙のちよう付はされるべき書類の適正取扱につき考究すべきものがあり、創意工夫の余地を認めたい。

五 歳出経理は主務課において処理しているため、その運営に円滑を欠き、賃金、通信運搬費等立替払しているが、考究の余地が認められたので、適当な方策を検討されたい。

所子家畜保健衛生所 昭和三十一年九月六日監査
監査委員 松 本 利 治

一 当所は県下八家畜保健衛生所中唯一のモデル衛生所である。職員は所長以下四名の技術職員によつて組織されており、業務は技術上の面にとどまらず畜産奨励事務をはじめ現金収納事務その他一般的調査照復事務を管掌しているが(当所に限らず他所も同様)職員は過少と業務量の増大に基因し、常時の運営指導面に支障を生じているので、この点主管当局は再検討を加え適切な措置を行うことが望ましい。

二 本年度業務計画に対する実績は、肝蛭、並びにひな、白痢検査等を除き他はいづれも予期以上の実績を挙げているが、しかし計画樹立に当つては、管内の家畜飼養数の実態をばあ、細密周到に樹てることが必要と認められる。殊に本管轄区域は大山集約酪農地帯の中心地である關係上、家畜衛生思想の普及、向上並びに啓蒙指導においても活動が容易な面があるので諸般の計画樹立、及びこれが推進に当つては更に一層留意

し、確固たる運営指導方針のもとに実績を挙げることに望ましい。

三 モデル保健衛生所として内容設備の充実について当局の配意が望ましい。

県下唯一のモデル保健衛生所として施設は整備されているが、内容設備については未だ貧弱であつて、中でも試験検査器具等は、早急整備の要が認められる。特に本管内は将来酪農振興の中心地帯として飛躍すべき地域であつて当然高度の試験研究が要求されるので整備するとともに、畜産関係諸団体の高度指導に当らしめることが緊要である。

四 各種検査台帳及び予防接種台帳は嚴重に整備して置くこと。

各種衛生検査並びに予防接種台帳は、検査終了後各関係町村から提出される申請書、或いは名簿等をもつて台帳にかえてはいるが、所定記事の記入洩れもあり不備の点があり適當でない。

五 当所の建物施設は、単独建物であるにもかかわらず、

宿日直制度を採用していないため、退任後或いは休日等無監視であるが、財産管理上適切でない。早急善処されたい。

六 現金出納、その他事務処理につき次の点留意改善されたい。

- 1 収入事務はすべて義務発生した日から相当日数経過後において、しかも町村から提出される資料によつて処理していたが適正でない。
- 2 従つて現金領収書発行も形式的に行つているため、当日分の債権発生金額が確認できない。
- 3 収入現金の手許保管(分任出納員)が長期間に亘つてゐる。
- 4 薬品出納は実質と合致するよう嚴重に記帳整理すること。
- 5 使用料と手数料との区分を混同しているものがある。
- 6 プルセラ病検査料金免除に対する事由を明確にすること。

生山家畜保健衛生所 昭和三十一年九月六日監査
監査委員 近 藤 伝 一

一 当所は所長(本務は米子家畜保健衛生所所長)外職員二名(内一名は臨時職員)を以つて業務の遂行に努力はしているが、常時の勤務は技術職員一名であつて、業務の運営指導を大きく阻害している。職員の適正配置と業務量を勘案した重点的且つ合理的運用に留意されたい。

なお次の事項について考究善処されたい。

- 1 業務記録が不備のため、本年度実績を前年度と比較検討することも困難であつたが、これらの実績は記録し整備しておくこと。
- 2 業務計画の円滑なる推進、並びに指導を期するには、町村及び各畜産団体と一層連け、を密にし飼養頭数の実態は、あくに留意すること。
- 3 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。
 - 1 収入の基礎となる検査 検診等の実績は、明確に記録保存すること。

2 収入事務の中、現金取扱の遅延しているもの及び領収方法等に考究を要するものがあつたので厳格に処理すること。

3 電話料及び賃金等を職員が立替払いしているものがあつたが、正式手続により支出すること。

4 各種帳簿書類の処理に不備のものがあるので整備すること。なお事務的取扱いに考究すべきものがあるので、検討された。

5 勤務時間外における事務所の管理について遺漏なきを期すること。

米子家畜保健衛生所 昭和三十一年九月七日監査

監査委員 松 本 利 治

一 当所は米子市を中心とし西伯郡西部を管轄し、職員は所長以下技術吏員三名、雇傭人二名によつて組織し(所長は生山、溝口保健衛生所長を兼務している)管内の家畜に関する諸般の業務の遂行に努力しているものを認めた。

二 業務実績は当初計画に対し概ね順調に実施しているが、本年度実績を前年度に比較してみると、ひな白痢検査、ニューカッスル予防注射が著しく減少し、その他については前年度よりやや上昇している。特に管内の家畜繁養数とその実態的確には、あくし、家畜の飼養管理並びに業務遂行に資することが肝要と認められた。

三 当所の施設は設置基準に比較し狭隘であり、事務室人工授精所に区別され診断、実験、薬室等は授精所と併用しており、認可基準からしても適当と認め難い。殊に当管内の一部は大山集約酪農地域である関係上、特に防疫施設の完備はもとより試験、研究器具等の整備について配慮すべきである。

四 各種検査台帳及び予防接種台帳は、施術終了後、市町村並びに農協から提出する申請書等により処理しているが、これらを精査すると内容的に所定の記入もしていなく、不備のものが多いにもかかわらず、これを台帳に転用し、県備付台帳としていたことは適当でない。

五 現金出納その他事務の処理につき、次の点留意されたい。

1 豚コレラ予防接種実績と台帳と不整合であつたので整理すること。

2 各種予防接種及び検査等を実施し、諸団体へ徴収せしめ相当日数経過後、現領発行により納入しているが適当でない。

3 現領発行後支金庫納入までの手持期間が長期に亘るものがあつたが、早急に納入すること。

4 薬品出納が不明確であるので整理すること。

溝口家畜保健衛生所 昭和三十一年九月七日監査

監査委員 近 藤 伝 一

一 当所は所長(本務は米子家畜保健衛生所長)以下職員三名(内一名は臨時職員で三十一年八月末退職)を以つて業務の遂行に努力しているが、職員状況については、生山保健衛生所でも述べた如く、所長が兼務であり、更に職員不足と業務量の増大等により業務の遂

行に支障が生じている実状につき、業務計画の効率的運用につき格段の留意をすると共に、主管当局に対し人員配置、業務組織等について根本的考究を望む次第である。

なお業務運営その他につき、次の事項について留意検討されたい。

1 業務運営については現実に即応した計画が肝要である。即ち家畜防疫(予防注射、検診、検査等)並びに生産奨励等広汎な業務である関係上、末端への普及浸透がきまくなる傾向が見受けられるので、これらの指導促進については過去の業績状況を考慮の上、業務の普及徹底に努力されたい。

2 当所は衛生業務及び生産業務の外、新たに大山総合開発に伴う集約酪農の指導普及業務が重加されたのであるが、人員不足のため、一方に力を注げば他方がお留守になるといつた懸念も考えられるので、運営に当つては遺憾なきを期されたい。

3 家畜類の頭数は、あくが不十分である為、業務運営

の合理的推進を期し難い。うらみがある。これら実在頭数を明確には、あくし事業推進の指針とされたい。
二 施設設備の維持管理につき考究を要するものがある。すなわち当所の中に日野郡農業共済組合連合会の支部が、事務室を併用使用しているが、これが使用区分、責任の所在等につき不明確のものがあるので、早急に検討されたい。

なお時間外(夜間)における業務上の連絡及び財産管理に適正でないものがあるので考究善処されたい。

三 経理出納その他事務処理につき、次の点留意されたい。

- 1 収入の基礎となる各種検査、検診等の実績が不明確であるので台帳より整備されたい。
- 2 現金領収事務の中、取扱いの遅延しているもの、受領方法に検討を要するもの等があるので、厳格に処理すること。
- 3 通信費、賃金等を職員が立替払いにより処理しているが、正式手続により支出されたい。

4 諸帳簿の取まとめ整理が不十分であった。明確に整理すると共に事務の簡素化についても更に考究されたい。

倉吉家畜保健衛生所 昭和三十一年九月八日 監査

監査委員 松本利治

一 当所の管轄区域は倉吉市、東伯郡一円で県下最大の区域を有し、しかも大山集約酪農地域内にあつて家畜に關する諸般の業務を行つている。

職員は所長以下五名の技術職員により組織され、区域の広汎と繁養家畜の増大等に主因して、その運営指導に苦心していたので職員と業務量を勘案した職員配置に配慮するとともに所にあつても業務量を分析し、重点的、且つ合理的に運営を図るよう留意検討が望ましい。

二 本年度業務は、主として家畜防疫(特に炭疽予防)に重点を置くほか各種検診検査、並びに予防接種を実施しているが計画に対する実績は、ひな白痢検査、豚

コレラ予防接種を除き他は上廻つている。なおこの実績を前年度と比較するといずれも上昇しているが、管内飼養頭数の実態的確には、あくされてない関係上、この実績を比較検討することが困難であつたので実態は、あくに留意されたい。

三 現金出納その他の事務の処理につき次の点留意改善されたい。

- 1 収入の基礎となる検査等実績は、明確に台帳に登記し町村から提出する資料によることは避けること。
- 2 検査台帳もれがあつたので整理して置くこと。
- 3 豚コレラ予防接種名簿と実績に誤差があつたので整理すること。
- 4 現金出納簿の記帳、並びに現金領収書発行は一層厳格を期すること。
- 5 検査終了後収入金を一括、町村より収納していたが努めて当日徴収に努めること。この場合の未収整理等についても嚴重にすること。
- 6 と場直行証明書発行に当つては明瞭適確に記入し

交付すること。

7 炭疽病予防注射実施に年度区分を誤り処理していたが注意すること。

8 薬品出納について嚴重に記録整理すること。

浜村家畜保健衛生所 昭和三十一年九月八日 監査

監査委員 山本四郎

一 当所は所長(本務は鳥取家畜保健衛生所所長)以下職員三名(内二名の中勤務時間制限者と臨時職員各一名)を以つて業務の遂行に努力しているが、前述した如く所長が兼務である上、更に要注意者その他により事実上活動するものは技術職員一名であり諸般の業務運営に困難を生じているため畜産業務に自主性がなくてその運営指導に苦慮している実状である。職員の適正配置と業務運営の合理化が緊要である。なお業務運営に当り次の事項について留意検討されたい。

1 衛生業務(検診、検査)の中特に伝染病予防(予

防注射)に対する業務計画については前年度実績等を十分考慮の上、末端に対する普及浸透を図るべきである。また前年度に比較し業務の実施率が低下しているものに対しては総合的運営により指導育成に努めること。

2 家畜類の頭数は、あくに一層努力すること。殊に広汎な畜産業務を指導促進するにはこれら実在頭数を明確には、あくし総合計画の指針とすること。

二 当所の事務室は気高郡畜産協同組合連合会所属にかかるものであるが、雨漏り、その他により支障を来している現状である。また便所の設備がなく畜運と共に同使用しているが保健衛生機関として県当局は考究善処をされたい。

なお施設設備について次の点留意されたい。

1 電話設備がなく各種の調査連絡業務に困難が認められ、事務能率を阻害しているので早急に配慮すること。

2 試験用器具機械の中、故障その他により業務運営

上、障害となつていたので処置すること。

三 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。
1 収入事務の基礎となる検査検診等の実施状況は明確に記録して現金取扱いに遺漏なきを期すること。
2 電気料電話料等の経常費を職員が立替払しているが速かに正式手続により支出すること。

3 各種帳簿の整備は明確に処理すること。また事務の簡素化についても考究すること。

船岡家畜保健衛生所 昭和三十一年九月十日 監査

監査委員 松 本 利 治

一 当所の職員組織は、技術職員三名と所長は鳥取家畜保健衛生所長の兼務によつて八頭郡一円の家畜衛生に關する諸般の業務を遂行し、概ね円滑に運営しているものと認めたい。

二 本年度における業務計画に対する実績は、いずれも予期以上の実績を挙げており中でも本管内は多年和、乳牛の寄生虫の被害が多く、これが肝蛭駆虫に努力し

た結果、前年度から寄生率が半減したことは結構である。

三 業務計画の樹立に當つては、充分管内の家畜の実態を、あくし、綿密周到に樹立することが肝要である。

即ち計画に対する実施件数を見ると前記の通り計画件数以上に実施されているが、これを管内の飼養家畜の実態からみると未だ一部に過ぎない状況であるので、職員組織等を充分考慮し、重点的且つ効率的に樹立することが望ましい。

四 本管内は県下における有数の和牛生産地であつて、この面における末端指導については少数精鋭主義により努力していることは喜ばしいが更に町村家畜諸団体との緊密化については、一層努力し協力を得るよう留意が望ましい。

五 試験、研究並びに防疫器具の整備と充実に努むべきである。特に電気冷蔵庫が故障のまま放置されていたが防疫薬品の貯蔵に欠くべからざる器具であるので、早急に補充又は修繕をなし万全を期されたい。

六 現金出納その他事務処理につき次の点留意改善されたい。

1 各種検査台帳は嚴重整備して置くこと。

2 現金出納記帳並びに現金領収書発行は、収入基礎を的確に精査し厳格処理すること。

3 現金は検査終了後相当期間経過後、町村より一括送金により領収書を発行しているが義務発生から、送金が著しく遅れているのでそのつど徴収するよう工夫すること。

4 防疫薬品の出納記録を厳格にすること。

鳥取家畜保健衛生所 昭和三十一年九月十日 監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一 当所は所長以下四名(内一名臨時職員で本年七月末退職)の職員を以つて業務の遂行に努力しているものと認めたい。しかしながら職員の中一名は三十一年三月より畜産課在勤となつており事実上業務に従事してい

るものは技術職員二名(所長を含む)を以つて伝染病の予防、検査、検診等を実施しているのが地域の拡大、業務量の増加等によつて第一線業務の遂行に苦慮している実状である。

なお業務運営につき次の点留意検討されたい。

- 1 業務計画は事業量業務の内容等の実体に即応した計画が肝要である。即ち、前述した如く職員の不足その他により和牛の肝蛭駆虫検診等は前年実績(管内頭数五、五〇〇頭)に対し検診頭数は約一、〇〇〇頭)に比較し相頭低下している状況にして、これらの事業運営についてはその業務の伸縮を十分に考慮し、検診、検査の普及浸透に一層配慮すること。
- 2 管内における家畜数は、あく、が不明確であつた。實在頭数のは、あく、により衛生業務(検査検診)並びに生産業務等の指導育成の能率化を期すること。
- 二 当所は鳥取市、岩美郡畜産協同組合連合会所有にかかるものを借用使用しているが、事務室が狭隘その他により事務運営に困難を来している。

なお施設設備等につき次の点考究改善されたい。

- 1 人工授精所(畜連敷地にある)の屋根の杉皮が飛散しているため雨漏りがしているので建物管理上早急に修理すること。
- 2 電気冷蔵庫(人工授精用)顕微鏡等が故障のため業務運営上、支障を来していたので善処すること。経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。
- 1 検診、検査等収入事務の基礎となるべき実施状況は最も明確に記録保存すること。
- 2 手数料、使用料等の収入金の取扱いの遅延しているもの、或いはこれらの現金取扱いに考究改善を要するものがあつたので検討すること。
- 3 帳簿書類の取纏め整理が不十分であつた。また事務の簡素化についても考究すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金 鳥取県鳥取市東町 取